

特記事項

工事請負契約書第10条第3項の規定により現場代理人に、本工事以外の工事の現場代理人に従事する者を充てる場合について、必要な事項を定める。

第1条 受注者は、神奈川県が発注した本工事以外の1件の工事の現場代理人に従事する者を当該工事の発注者の承認のうえ、本工事の現場代理人に定めることができる。

ただし、発注者が、本工事以外の工事の現場代理人に従事する者が本工事の現場代理人を兼ねることが適当でないと認める場合は、この限りではない。

また、請負代金が建設業法施行令第27条第1項に定める額以上の場合には、主任技術者が兼務する工事、かつ、主任技術者と現場代理人が同一人物の場合に限るものとする。

第2条 受注者は、本工事以外の工事の現場代理人として従事する者を本工事の現場代理人に定めるときは、速やかに連絡員を定め発注者に通知しなければならない。

2 現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員は工事現場に滞在し、発注者と現場代理人との連絡に支障をきたさないようにしなければならない。

3 現場代理人は、工事請負契約書第10条第2項の規定により委任された権限を、連絡員に再委任することはできない。

第3条 受注者は、現場代理人が兼務をしなくなったときは、発注者にその旨を届け出なければならない。

第4条 第1条及び第2条の規定は、現場代理人が工事現場に不在中における受注者の請負者としての義務を、発注者が免除するものではない。